

第20回個人線量モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時 : 平成27年2月25日(水) 13:30~17:10
2. 開催場所 : 日本電気協会 4階A会議室
3. 参加者 (順不同, 敬称略)
 - 出席委員: 川西主査(日本原電), 高田副主査(原子力研究開発機構), 天野(東北電力), 川島(東芝電力システム社), 大井(原子力研究開発機構), 加藤(日立アロカ), 岸本(北陸電力), 吉林(中部電力), 我妻(日本原燃), 山口(日本原電), 吉野(北海道電力), 福田(千代田テクノル), 荒巻(関西電力), 小野寺(電源開発), 本多(放射線計測協会) (計15名)
 - 代理出席者: 南(中国電力, 熊谷) (計1名)
 - 常時参加者: ー (計0名)
 - 欠席委員: 石倉(富士電機), 山口(九州電力), 齋藤(産総研), 尾田(東京電力), 大野(四国電力) (計5名)
 - 事務局: 富澤(日本電気協会) (計1名)

4. 配付資料

資料20-1 委員名簿

資料20-2 第10回~第19回個人線量モニタリング指針検討会議事録(第19回は議事録案)

資料20-3 JEAG4610「個人線量モニタリング指針」の改定案(完本版)

資料20-4 JEAG4610-201X「個人線量モニタリング指針改定案」における委員全員の意見(「反対」, 「保留」, 「その他」)を含む投票内容

資料20-5 個人線量モニタリング指針改定理由

資料20-6 事故調報告書等 対応事項抽出事項を踏まえた指針改定対応案整理表(様式改定版)

資料20-7 JEAG4610-201X「個人線量モニタリング指針改定案」に関する書面投票の結果について

参考資料-1 「2.1 関連法令, 規程」の公布日の見直しについて

参考資料-2 解説3-10 介入レベルにかかる記載について

5. 議事

(1) 会議定足数などの確認

代理出席者(1名)を含め委員16名の出席であり, 検討会決議に必要な条件(委員総数(21名)の3分の2以上の出席)を満たした。

前回議事録については, 委員に送付しコメントを反映して正式な議事録とすることとした。

(2) 分科会の書面投票結果について

事務局より, 資料20-7に基づき, 書面投票結果概要について説明した。

(3) 分科会の書面投票結果に対する対応案の検討について

主査より, 資料20-3及び資料20-4に基づき, JEAG4610「個人線量モニタリング指針」の改定

案に対する1月27日開催の分科会後に行った書面投票(1/30～2/18)により、分科会委員(4名)より出された賛成意見(その他意見)の説明があり、改定案について検討が行われた。

(主な質疑、コメントは下記のとおり)

- No1のご意見については、委員のご意見のとおり反映する。
 - No2のご意見については、委員より参考資料-1について説明があり、適切な公布日への修正及び誤記修正を行うこととした。
 - 今後、規格が発刊されるまでの間で交付される法令等の最新日付をどう反映するのか。
→今後交付される法令等の公布日の反映にあたっては、原子力規格委員会への上程から発刊されるまでの期間を考慮し、指針改定案が成案(公衆審査終了日)となると推定される6月20日をホールドポイントとして、法令等の最新交付日を検討会委員が確認を継続し、規格の校正段階で編集上の修正の扱いとして反映することとする。
 - No3のご意見の1点目と3点目については、分科会委員からのご意見を踏まえて文言を修正した経緯があり、分科会委員相互で意見が異なってしまうことになる。
→本件のご意見については、主査より、当該意見が出された分科会委員に直接連絡し相談することとする。
 - No3のご意見の2点目については、再処理施設等の意味合い(東電福島原子力発電所)を説明する必要がある
→現状の記載のままとしておく。
 - No4のご意見については、現状の記載表現は、5.2の等価線量の評価にも関連するが、中性子線も考慮した表現であるため変更する必要はないと考える。
→現状の記載のままとしておく。
 - No5の1点目のご意見については、記載の意味合いを説明する必要があるのではないか。
→本文と解説で重複する部分があるが、それぞれ必要な記載と判断しているため、現行の記載のままとする。
→No5の2点目のご意見については、過去にも検討会で議論した経緯があり、様々なモニタリングという意味で記載しているため、現行の記載のままとする。
→No6の1点目のご意見については、委員のご意見のとおり反映する。
→No6の2点目のご意見については、当該箇所は測定頻度に関することを述べており、通常より短い期間で測定するという意味で記載している。委員のご意見に対しては、解説4-4に述べている旨を回答することとする。
- なお、「緊急測定」については、ご意見の通り「測定」に修正する。
- No7のご意見については、参考資料-2に基づき、委員より修文案の説明があった。
- 検討の結果、解説3-10の3行目以降を以下の記載に修文することとなった。

設定する値は、事業所毎の運用(取り扱う核種、測定法、線量評価の不確実性等)を考慮し、事業者が産業医など医師と相談の上決定することができる。

例えば、ICRP Publ. 75では「作業者が確定的影響のしきい値程度またはそれを超える緊急時被ばくを受けた場合には、その作業者は医者に見せるべきである。」と述べている。

(4)原子力規格委員会への上程に向けた対応について

主査より、以下の説明があった。

- ①本日の分科会委員賛成意見(その他意見)に対する改定案の検討結果を指針改定案変更前後比較表及び完本版に反映し、委員への確認依頼を行う。

- ②その後、分科会長、副分科会長、幹事に送付し、規約に基づく「編集上の修正」の範疇であることのご確認、判断を仰ぐ。
- ③「編集上の修正」のご判断に基づき、3月27日の原子力規格委員会に上程する。

(5) 今回の指針改定作業に関する備忘録の取りまとめについて
主査より、以下の説明があった。

- 今回の改定作業はこれまでの改定作業とは異なり、福島第一原子力発電所事故の反省や再処理施設
の取込み等が行われていることから、次回以降の改定作業に資するため、資料 20-5 の様式を用い
て備忘録を残すことにする。
- 備忘録の集約結果については、次回の検討会で確認する。
- 各担当グループは、資料 20-2 及び資料 20-6 を参考に様式の改定理由欄と詳細欄を入力し、検討会
の前までに事務局に送付すること。詳細欄には、反映した経緯（事故調査対応など）、記載内容の
理由（なぜそのような記載になったか）などについて記載すること。
- また、改定作業にあたり、準備・検討した資料、エビデンス等があればあわせて送付すること。（検
討会当日の提出も可）

(6) 規格委員会への上程以降の概略スケジュールについて

事務局より、3月27日の原子力規格委員会に上程後の概略スケジュールについて説明した。

3月27日 原子力規格委員会に上程後、3週間の書面投票（書面投票に移行が決議された場合）

3月30日～4月20日（3週間）で書面投票予定（特段反対意見がなければ公衆審査に移行）

4月21日～6月20日（公衆審査；2か月間）

※公衆審査で特段の意見がなければ、成案となり発刊準備に入る。（成案日付は公衆審査終了日）

(7) その他

今回は、4月下旬～5月に検討会を開催し、備忘録の集約結果を確認する。

日程等は別途調整し連絡する。

以 上